

千葉県介護サービス情報公表センター 運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「千葉県介護サービス情報公表センター運営業務」の委託事業者について、提案を広く募集して最優秀のものを選定する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、プロポーザルへの参加方法及び提案の選定方法について必要な事項を定めることを目的とする。

2 プロポーザルへの参加方法

プロポーザルに参加を希望する事業者は、この要領及び別に定める「介護サービス情報公表センター運営業務委託企画提案募集要項」に基づき手続を行うものとする。

3 選定方法

別に定める「介護サービス情報公表センター選定検討会議（以下「検討会議」という。）」において、提案事業者から提出された事業計画書等の書面及びヒアリングによる審査を行うとともに、検討会議の意見等を参照した上で、その中で最も優れた提案をした者を委託先事業者候補として選定する。

4 審査事項

同会議における審査事項は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護保険制度に関する知識
- (2) 公益性
- (3) 事務遂行能力
- (4) 公表事務の進め方
- (5) 苦情受付・事故防止の体制
- (6) 公表事務を行う職員の質の確保
- (7) 普及啓発に関する提案

5 審査方法及び評価基準

- (1) 応募者が複数の場合

- ア 検討会議において、別紙の審査基準により採点を行い、最上位（合計点数が最も高い）に順位付けした委員の数が最も多い事業者を選定する。
 - イ 前記で最上位に順位付けした委員の数が同数の場合には、それぞれの委員の採点結果を合計し、出席委員数で除した平均点について最高得点を獲得した者を委託先候補者に選定する。

- ウ 前記で最高得点獲得者が同数の場合には、委員の多数決により決定する。
- エ 前記で委員の多数決も同数の場合には、委員の審議により決定する。
- オ 上記アからエまでにかかわらず、各委員の評価点数 170 点満点のうち 100 点に満たない委員があった提案は、原則として採用しない。また、各委員の評価点数が 100 点以上であっても、全委員の評価の平均点数に著しく低い審査項目がある場合には、委員の意見を徴した上で提案を採用しないことができる。

(2) 応募者が 1 者の場合

検討会議において、別紙の審査基準により採点を行い、それぞれの委員の採点結果の合計が 6 割以上であれば、当該応募者を委託先候補者に決定する。